

第2回

阿南市介護予防・日常生活支援総合事業 事業者説明会



平成28年11月29日(火)

阿南市文化会館1階視聴覚室

阿南市介護・ながいき課

1 介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）について

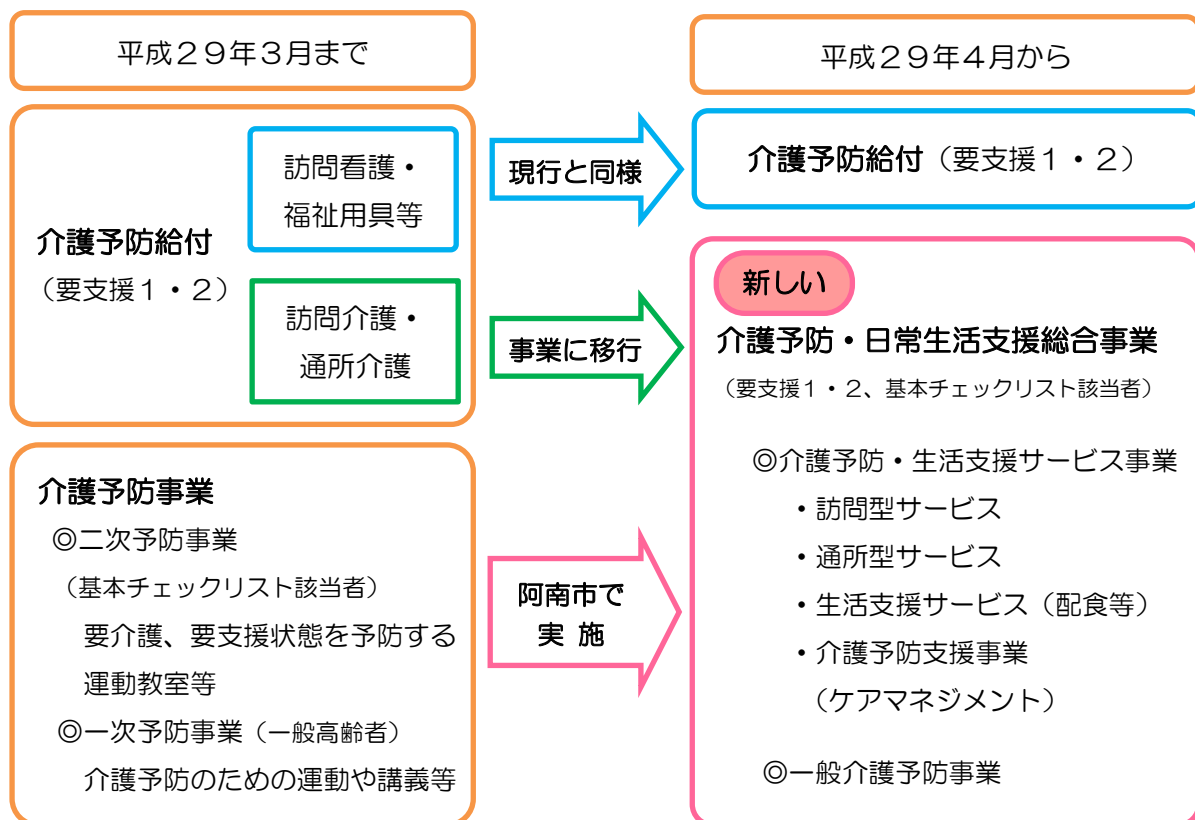
【新しい総合事業の趣旨及び目的】

市町村が中心となって、**地域の実情に応じて**、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、**地域の支え合い体制づくりを推進**し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指しています。

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を目途に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「**地域包括ケアシステム**」の構築に向けた取組の一環として、総合事業を実施します。

(1) 新しい総合事業の概要

介護保険制度の改正により、これまで予防給付として提供されていた全国一律の訪問介護及び通所介護について、市町村が地域の実情に応じて、多様な生活支援ニーズに応えるサービスを総合的に提供可能な仕組みに見直すもので、介護保険制度の**地域支援事業「介護予防・日常生活支援総合事業」**に移行します。



(2) 新しい総合事業の事業対象者と事業内容

① 介護予防・生活支援サービス事業

- 要支援者・・・要支援認定を受けた方（要支援1・2）
- 事業対象者・・・65歳以上の者で基本チェックリストの実施により
基準項目に該当する方

事業	内容
訪問型サービス (第1号訪問事業) 法第115条の45第1項第1号イ	要支援者等に対し、 掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供
通所型サービス (第1号通所事業) 法第115条の45第1項第1号ロ	要支援者等に対し、 機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を提供
その他の生活支援サービス (第1号生活支援事業) 法第115条の45第1項第1号ハ	要支援者等に対し、 栄養改善を目的とした配食や 一人暮らし高齢者等への見守りを提供
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業) 法第115条の45第1項第1号ニ	要支援者等に対し、 総合事業によるサービス等が 適切に提供できるようケアマネジメントを行う

② 一般介護予防事業

- 第1号被保険者の全ての者及びその支援のための活動に関わる者

事業	内容
介護予防把握事業	地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う
一般介護予防事業評価事業	介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリ専門職等の関与を促進する

(3) 新しい総合事業の特徴

① 迅速にサービスの利用を開始

新しい総合事業のみを利用する場合は、要介護認定等を省略し、基本チェックリストで判定することにより、「介護予防・生活支援サービス事業対象者（以下「事業対象者」という。）として迅速なサービス利用が可能となります。

② サービスの内容や料金が多様化

新しい総合事業は、各市町村によって、サービス内容及び単価が設定されます。

③ 必要なときはいつでも要介護認定申請が可能

事業対象者となった後や、総合事業のサービスを利用し始めた後も、必要な時は、要介護（要支援）認定の申請ができます。

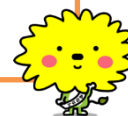
2 阿南市の新しい総合事業について

(1) 阿南市における新しい総合事業の基本的考え方

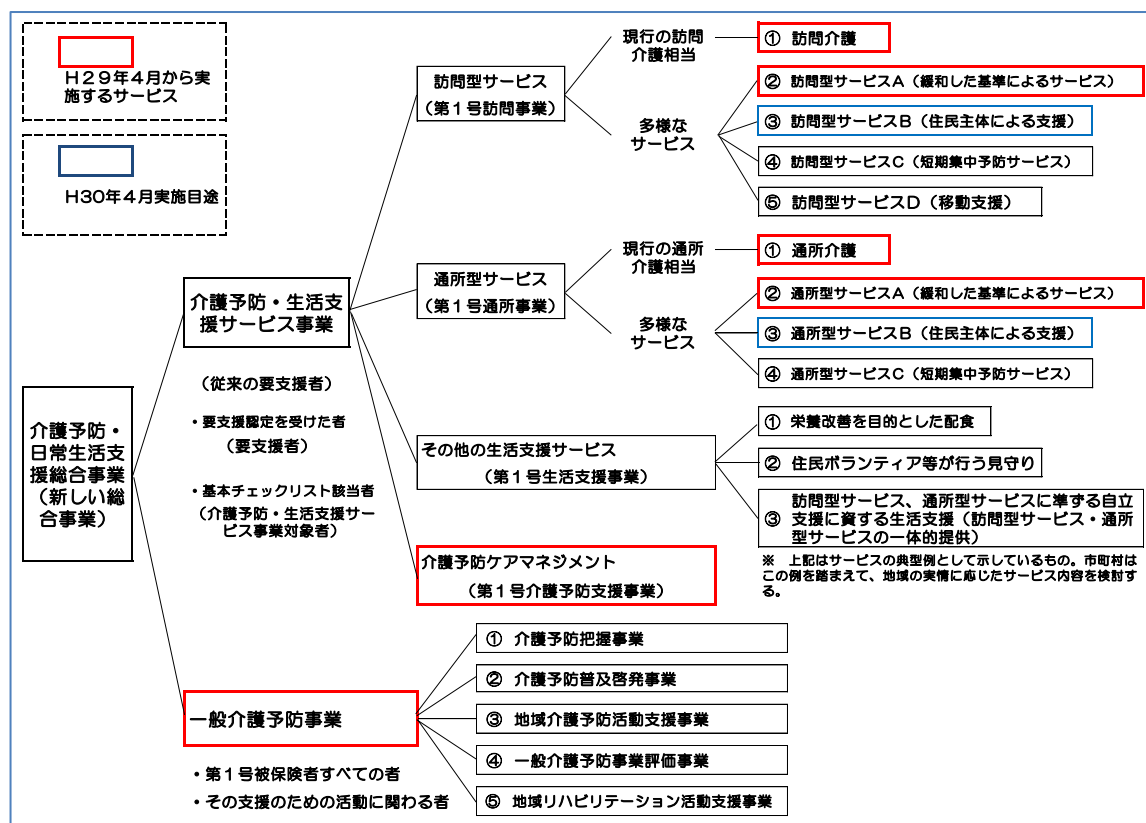
- ① 介護予防訪問介護・通所介護サービスについては、移行当初においては、現行相当サービスと緩和した基準によるサービスを提供します。
- ② 新たなサービスの創出に当たっては、生活支援コーディネーターや協議体を中心として、地域ニーズを把握し、地域の実情に応じたサービス内容や提供方法等について検討していくこととします。
- ③ 高齢者ができる限り要介護状態となることを予防し、健康でその人らしい暮らしができることを目指すとともに、地域全体が健康で、通いの場を拠点とした、人と人のつながりにより支え合える地域づくりを行います。

平成 29 年 4 月の移行当初は、以下のサービスを実施し、段階的に多様なサービスを追加・見直ししながら、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

- ① 現行の介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービス
- ② 介護予防訪問介護・介護予防通所介護の緩和した基準によるサービス
- ③ 第 1 号被保険者すべての方等が対象となる一般介護予防事業については、いきいき 100 歳体操やあななんサロン事業を実施し、住民の通いの場の充実を図ります。

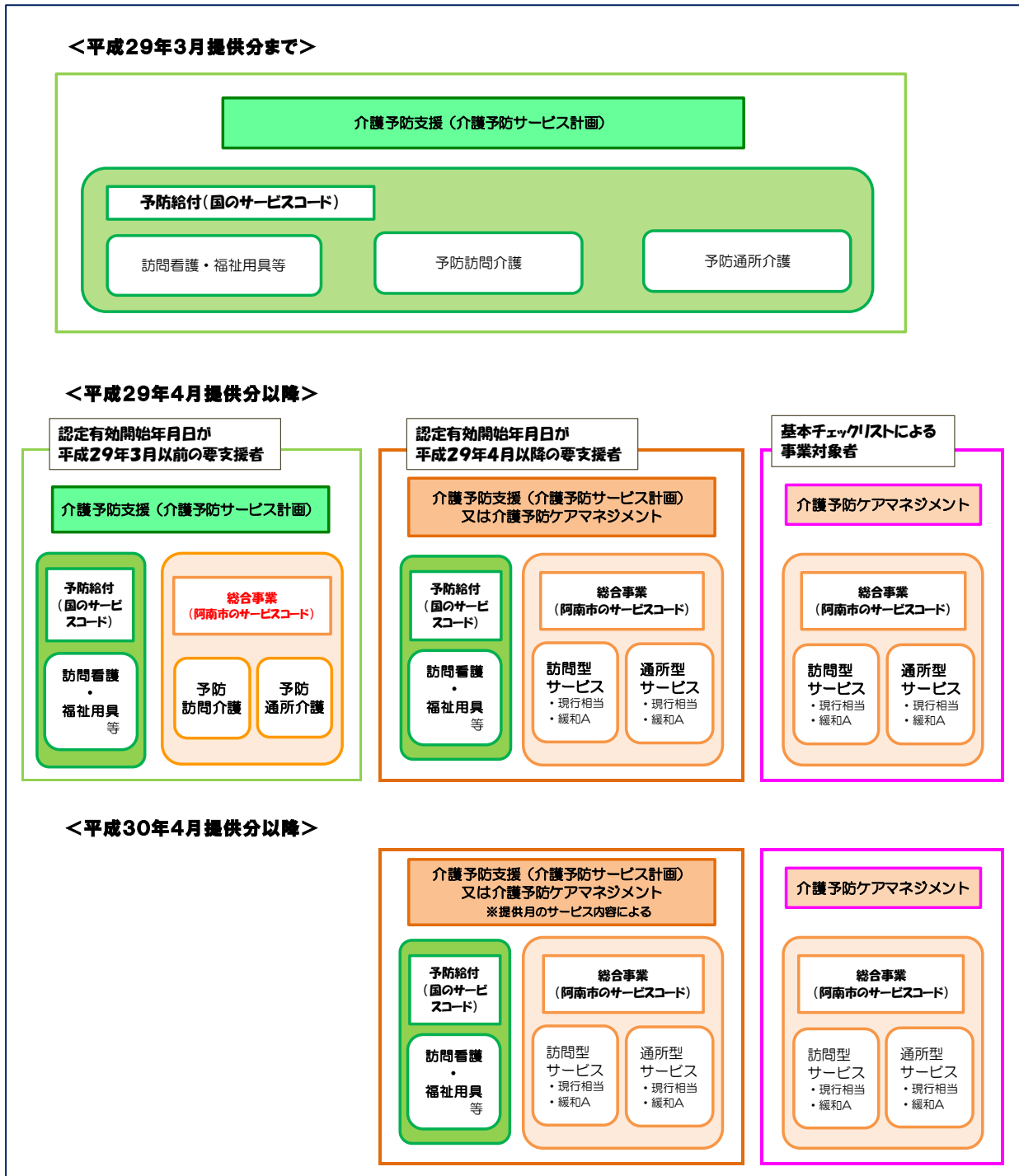


(2) 新しい総合事業の構成図



(3) 平成29年4月からの総合事業開始後のサービスの概要図

- ☆ 平成29年4月より前からの要支援者については、その認定更新等までは、従前の**予防給付**（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）のサービス内容となります。
- ☆ 平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、**総合事業**になります。



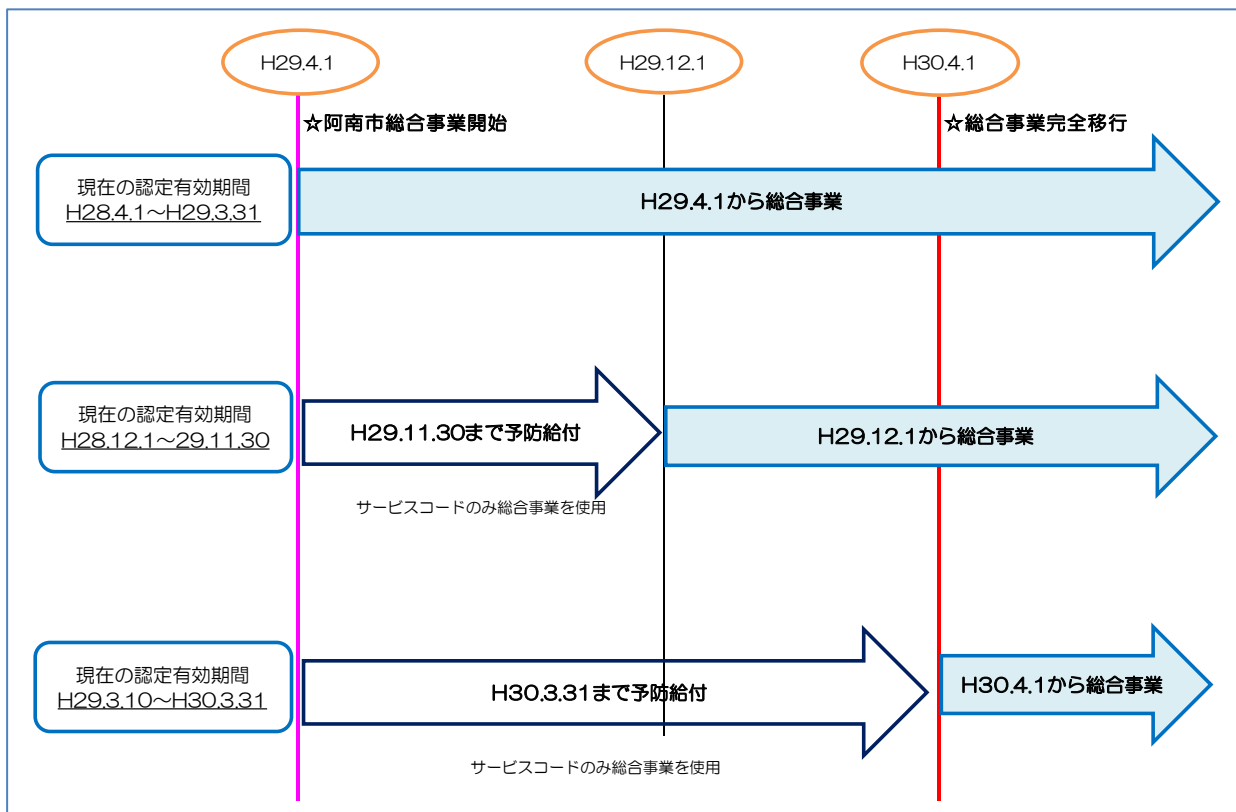


変更点

平成 29 年 4 月提供分以降のサービスコードについて・・・

- サービスの内容については、認定有効期間が満了するまでは、変更になりません。（サービス内容は予防給付のサービスを提供）
- 請求書類の作成の場合には、新しい総合事業のコードを使用して請求を行ってください。（現行相当サービスの包括的単価を使用）

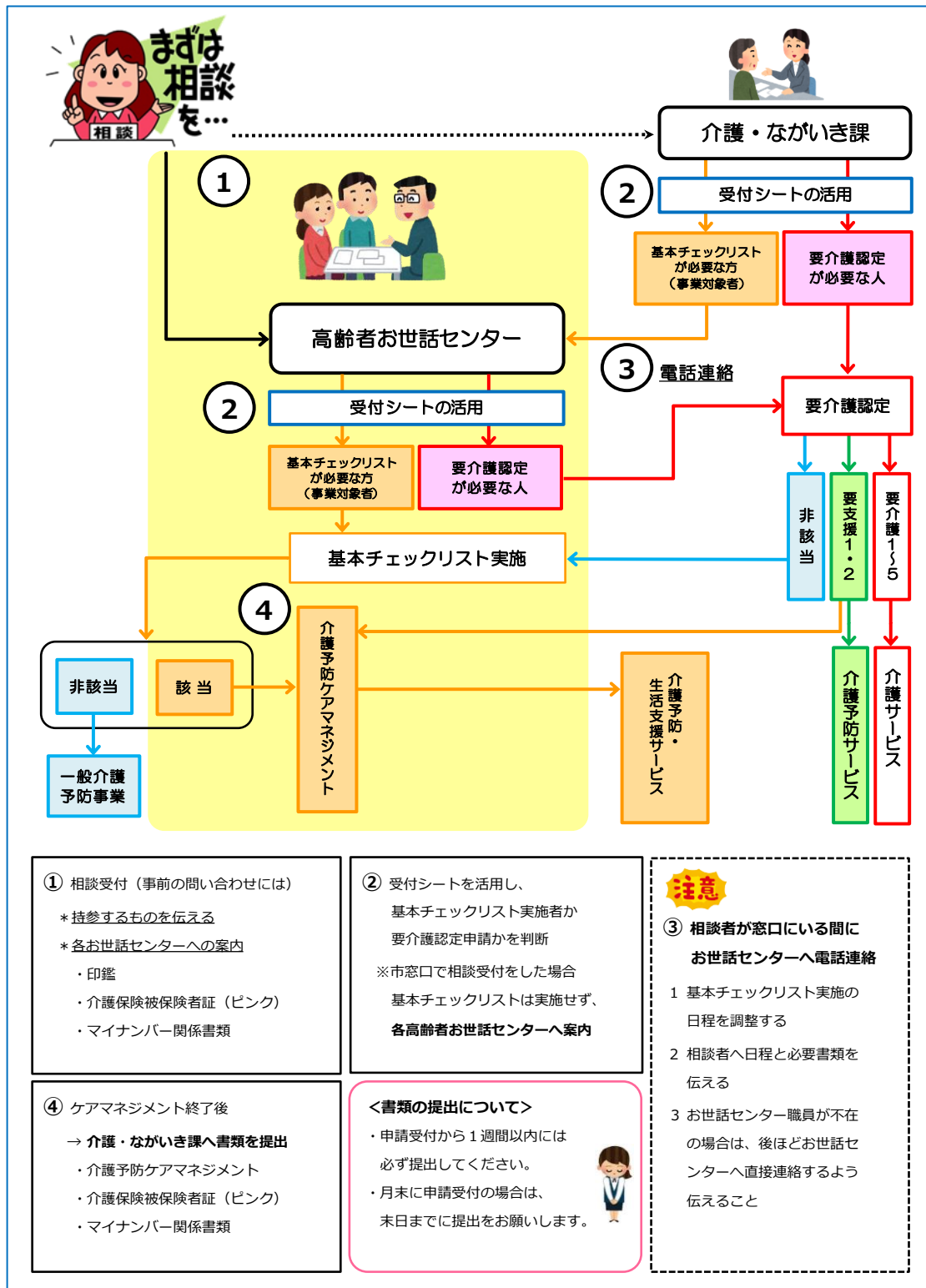
（４） 認定更新の場合の総合事業の移行図



☆ 要介護認定が平成 29 年 3 月 31 日で有効期間満了の方には、平成 29 年 2 月に更新のお知らせ通知を発送します。有効期間が切れる方から、総合事業の説明を行っていただき、適切なサービス提供を行えるよう支援をお願いします。



(5) 相談からサービス利用までの流れ図



基本チェックリストの実施について・・・

介護・ながいき課と各高年齢者お世話センターで行うことにしていましたが、各高年齢者お世話センターのみで実施します。

変更点

(6) 相談からサービス利用までの流れの説明

①阿南市介護・ながいき課又は各高齢者お世話センターに相談してください。

総合事業の実施に当たっては、基本チェックリストにより、総合事業のサービスが利用できるようになるため、各相談窓口で統一した考え方に基つき判断できるよう、受付シートを活用することとします。

また、阿南市介護予防ケアマネジメントマニュアルを作成しましたので、活用していただけるよう阿南市ホームページに掲載します。

【受付シート】

様式第1号

受付シート

受付 市・(〇部) 高齢者お世話センター
受付者 (阿南 花子)

受付年月日：平成 29 年 8 月 7 日

フリガナ	アナン タロウ	電話番号	0884-00-0000
対象者氏名	阿南 太郎	年齢	84 歳
生年月日	明治・大正・昭和 7年 10月 20日		
住所	阿南市 富岡 町 トノ町 12-3		
要介護認定の有無	有・無	有の場合は要介護度	要支援()・要介護()
認定有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
代理人氏名	阿南 次郎	対象者との関係	子
電話番号	自宅 0884-00-0000	携帯	090-0000-0000

↓

対象者の年齢が65歳以下の場合・要介護1以上の場合は **要介護認定申請へ**

1 対象者の方の現在の身体状況 (該当する箇所にお)

歩行	自分で歩ける <u>杖等を使用すればできる</u>	歩けない
更衣	<u>自分でできる</u> ・ 一部助けがあればできる	できない
入浴	<u>自分でできる</u> ・ 一部助けがあればできる	できない
食事	<u>自分でできる</u> ・ 一部助けがあればできる	できない
物忘れ	なし <u>日常生活に支障がない程度の物忘れあり</u>	日常生活に支障あり

↓

1つでも該当する場合は **要介護認定申請へ**

2 利用したいサービス内容

<input type="checkbox"/> 通所リハビリテーション (デイケア) <input type="checkbox"/> 訪問リハビリテーション <input type="checkbox"/> 訪問看護 <input type="checkbox"/> 福祉用具の貸与 <input type="checkbox"/> 短期入所生活介護・療養介護 (ショートステイ等) <input type="checkbox"/> 住宅改修 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 訪問サービス (ホームヘルプ) <input checked="" type="checkbox"/> 通所サービス (デイサービス) <input type="checkbox"/> 近くにある通いの場を利用したい
--	---

↓

一般介護予防事業を紹介
※ 基本チェックリストの必要なし

↓

① 国の介護保険サービス	② 阿南市の総合事業サービス
--------------	----------------

↓

① のサービスのみのみ	① と ② のサービスのみのみ	② のサービスのみのみ (通いの場は除く)
-------------	-----------------	-----------------------

↓

要介護認定申請を行う	基本チェックリストを実施
------------	--------------

3 訪問調査について

訪問先	氏名 阿南 太郎	本人との続柄	本人
	電話番号 自宅 0884-00-0000	携帯	090-0000-0000
	住所 ※ 住民票と同じであれば記載必要なし		
訪問を希望する日時	〇月〇日		午前・午後 9 時頃

【阿南市介護予防ケアマネジメントマニュアル】



② 基本チェックリストの実施

基本チェックリストは各高齢者お世話センターで行います。

【基本チェックリストの内容】

※ 基本チェックリスト 25 項目のうち、下記の項目に該当する場合に対象

No.	質 問 項 目	回 答		合計 点	項 目
		いずれかに○をつけて下さい			
1	バスや車で1人で外出していますか	0 はい	1 いいえ		生活 全般
2	日用品の買い物をしていますか	0 はい	1 いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0 はい	1 いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0 はい	1 いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0 はい	1 いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0 はい	1 いいえ		運 動 機 能
7	椅子に座った状態からなにもつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい	1 いいえ		
8	15分くらい続けて歩いていますか	0 はい	1 いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1 はい	0 いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1 はい	0 いいえ		栄 養 関 係
11	6か月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい	0 いいえ		
12	身長 cm 体重 kg BMIが18.5未満である (BMI=体重kg÷身長m÷身長m)	1 はい	0 いいえ		
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい	0 いいえ		口 腔 機 能
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい	0 いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1 はい	0 いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0 はい	1 いいえ		外 出
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい	0 いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1 はい	0 いいえ		物 忘 れ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい	1 いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい	0 いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1 はい	0 いいえ		こ こ ろ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい	0 いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1 はい	0 いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1 はい	0 いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1 はい	0 いいえ		

No.1～20 までの 20 項目のうち 10 項目以上に該当	複数の項目に支障がある場合
No.6～10 までの5項目のうち3項目以上に該当	運動機能の低下
No.11～12 の2項目のすべてに該当	低栄養状態
No.13～15 までの3項目のうち2項目以上に該当	口腔機能の低下
No.16～17 の2項目のうちNo.16 がいいえに該当	閉じこもり
No.18～20 の3項目のうちいずれか1項目以上に該当	認知機能の低下
No.21～25 の5項目のうちいずれか2項目以上に該当	うつ病の可能性

③ 事業対象者の判定・被保険者証等の交付

基本チェックリストは各高齢者お世話センターで実施し、該当した場合は、事業対象者となります。

事業対象者は、介護予防ケアマネジメント依頼届出書と被保険者証を提出してください。該当した場合は、事業対象者と記載された被保険者証及び負担割合証（未発行の方）を交付します。

※ 基本チェックリストの結果、非該当の場合については、一般介護予防事業の利用に繋がってください。

【介護予防サービス計画・介護予防ケアマネジメント依頼（変更）届出書】

様式第3号
介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

		区 分	
		新規・変更	
被 保 険 者 氏 名		被 保 険 者 番 号	
フリガナ アナン タロウ		1234567890	
阿南 太郎		個 人 番 号 (マイナンバー)	
		123123456789	
生 年 月 日	明・ 大 ・昭 7 年 10 月 4 日	性 別	男 ・女
介護予防サービス計画の作成を依頼(変更)する介護予防支援事業者 介護予防ケアマネジメントを依頼(変更)する地域包括支援センター			
介護予防支援事業所名 地域包括支援センター名		介護予防支援事業所の所在地 〒 774-0000 地域包括支援センターの所在地	
阿南〇〇高齢者お世話センター 印		阿南市〇〇町〇〇〇〇 〇〇-〇	
事業所番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	電話番号	〇〇〇〇 (〇〇) 〇〇〇〇
介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業者 ※居宅介護支援事業者が介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを受託する場合のみ記入して下さい。			
居宅介護支援事業所名		居宅介護支援事業所の所在地 〒 —	
事業所番号		電話番号	()
介護予防支援事業所若しくは地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所を変更する場合の理由等 ※変更する場合のみ記入してください。			
		変 更 年 月 日 平成 年 月 日	
阿南市長 宛て 上記の介護予防支援事業者(地域包括支援センター)に介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼することを届け出します。 平成 29 年 8 月 7 日			
住所		阿南市 富岡町 トノ町 12-3	
被保険者		阿南 太郎 印 電話番号 0884-00-0000	
<阿南市の取扱い> 基本チェックリスト実施日とケアマネジメント依頼届出の日は同日とします!			
介護予防サービス計画の作成又は介護予防ケアマネジメントを依頼する事業所等が決まれば、届出してください。 作成若しくは介護予防ケアマネジメントを依頼する介護予防支援事業所(地域包括支援センター)若しくは介護予防ケアマネジメントを受託する居宅介護支援事業所を変更する場合は、必ず阿南市へ届け出てください。 サービスに係る費用を一旦、全額負担していただくことがあります。 施設に入居中の場合は、その施設の住所地の市町村の窓口へ提出してください。			
受理年月日	【保険者確認欄】		
	<input type="checkbox"/> 本人窓口申請	<input type="checkbox"/> 要支援認定者 (申請中・認定済)	<input checked="" type="checkbox"/> 入力 入力日(4/10)
	<input checked="" type="checkbox"/> 代理人申請	<input checked="" type="checkbox"/> 事業対象者	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証発送日
	<input type="checkbox"/> 使者申請	<input checked="" type="checkbox"/> 基本チェックリスト添付	
	<input type="checkbox"/> その他	<input checked="" type="checkbox"/> 被保険者証回収	発送日(4/12)
事務局記載欄	※個人番号(マイナンバー)の確認書類は裏面へ		

【介護保険被保険者証の記載例】

被保険者証に、事業対象者の「認定年月日」は記載されますが、「認定の有効期間」欄は記載されません。

(例)平成29年8月7日に窓口に来たケース

(一)		(二)		(三)	
介護保険被保険者証		事業対象者		給付制限	内容
番号	〒〇〇〇-〇〇〇〇	認定年月日	平成 29 年 8 月 7 日	開始年月日	平成 年 月 日
住所	徳島県阿南市〇〇町〇〇〇	認定の有効期限	平成 年 月 日～平成 年 月 日	終了年月日	平成 年 月 日
フリガナ	〇〇〇 〇〇〇〇	区分支給限度基準額	平成 年 月 日～平成 年 月 日	開始年月日	平成 年 月 日
氏名	〇 〇 〇 〇	居宅サービス等	1月当たり	終了年月日	平成 年 月 日
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日	サービスの種類	種類支給限度基準額	開始年月日	平成 年 月 日
交付年月日	平成 〇 年 〇 月 〇 日	種類支給限度基準額		終了年月日	平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	3 6 2 0 4 6 徳島県阿南市富岡町ノ町12番地3 阿南市	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定		居宅介護支援事業者若しくは介護予防支援事業者及びその事業所の名称又は地域包括支援センターの名称	阿南〇〇高齢者お世話センター
				届出年月日	平成29年8月7日
				ケアマネジメント依頼の届出の日	
				介護保険施設等	
				種類	
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日
				種類	入所等年月日 平成 年 月 日
				名称	退所等年月日 平成 年 月 日

＜阿南市の取扱い＞
基本チェックリスト実施日とケアマネジメントの届出の日は基本チェックリスト実施日と同日とします！

ケアマネジメント依頼の届出の日

事業対象者としての有効開始日

④ 介護予防ケアマネジメント

各高齢者お世話センターは、要支援者・事業対象者に対してアセスメントを行い、その結果に基づきケアプラン案の作成、サービスの案内等を行います。

⑤ 新しい総合事業の利用開始

要支援者・事業対象者は、ケアプランに同意したうえでサービス提供事業者との契約を締結し、新しい総合事業の利用を開始します。

＜注意＞

- 要介護・要支援認定結果が「非該当」の方には、事業対象者手続きの案内文書を同封します。
*非該当の方で、事業対象者手続き（基本チェックリストの実施）を行い、該当すれば、新しい総合事業の利用が可能です。
- 阿南市では、認定申請と「事業対象者」手続きを同時に行う、又は認定申請中の方は「事業対象者」の手続きを行うことができません。

(7) 介護予防・生活支援サービス事業の内容

① サービス内容

<訪問型サービス>

阿南市介護予防訪問介護相当サービス (現行の訪問介護相当サービス)	有資格者(訪問介護員)によるサービス提供 身体介護、生活援助サービス
阿南市訪問型生活応援サービス (緩和した基準によるサービス)	生活援助サービス(身体介護を除く) 在宅において自立した生活を送ることが できることを目標に支援を行う

<通所型サービス>

阿南市介護予防通所介護相当サービス (現行の通所介護相当サービス)	介護予防通所介護事業者の従事者による サービス提供 デイサービス
阿南市はつらつデイサービス (緩和した基準によるサービス)	生活機能を改善することを目標に支援を行う デイサービス

② 現行相当サービス利用者の判断基準(阿南市アセスメントシートより)

現行相当サービスの判断基準			
身体介護の必要性が高いと判断される場合			
項目	番号	内 容	回 答
運動・移動	1	(椅子からの)立ち上がり	できない
	2	何かにつかまらずに歩く(5メートル)	できない
	3	片足立ち(1秒)	できない
健康管理	25	一人で洗身・洗髪	できない
	26	一人で浴槽をまたぐ	何とかできる・できない

↓

1つでも該当する場合は、介護予防訪問介護相当サービス・介護予防通所介護相当サービスへ
--

【注意事項】

○専門職によるサービスが必要な理由を明確にしてください。

- ・「介護予防サービス・支援計画書(Ⅰ)のアセスメント領域と現在の状況に明確に記載してください。
- ・「介護予防・介護予防ケアマネジメント経過記録票(サービス担当者会議の要点を含む)に、サービス担当者会議において上記サービスが必要な理由が検討され、決定したプロセスを記載してください。

※専門職とは、看護職員または機能訓練指導員を指します。
 ※上記書類と「介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表」の提出を利用開始の6か月後に阿南市が求めることがあります。

③ 利用者負担割合と給付制限

介護給付の利用者負担割合（原則 1 割、一定以上所得者は 2 割）と同様の取扱いです。
給付における利用者負担額の軽減制度に相当する高額介護（介護予防）サービス費相当事業等を実施します。

保険料等を滞納している方が、介護サービスを受けたときにとられる給付制限は、新しい総合事業について適用しません。

<注意>

- 総合事業に移行した要支援者で、被保険者証に給付制限の記載がある方の請求時、予防給付のサービスについては、これまでどおり給付制限がありますが、総合事業のサービスについては、給付制限がありませんので、注意してください。

④ 利用負担限度額

指定事業者のサービスを利用する場合のみ、給付管理を行います。

要支援 1・ 事業対象者	5,003 単位
要支援 2	10,473 単位

※ 基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、**予防給付の要支援 1 の利用限度額と同じとなります。**

要支援 2 の方が事業対象者となると、支給限度額が 5,003 単位（要支援 1 相当額）となりますので、利用者には説明が必要です！

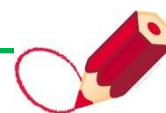


⑤ 有効期間について

事業対象者については、有効期間はありませので更新手続き等は不要です。

【自立・回復等の理由により「事業対象者」でなくなった場合】

「介護予防ケアマネジメント依頼終了届」と介護保険被保険者証を提出してください。



変更点

(8) 一般介護予防事業の内容

① サービス内容

事業	内容
介護予防把握事業	関係機関の連携・協力のもと、収集した情報等を活用し、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、介護予防活動へつなげる
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う ・認知症予防の講演会の開催 ・介護予防を推進するための講演会や教室を開催
地域介護予防活動支援事業	住民運営の通いの場の支援を行う（補助金交付） ・あななんサロン ・いきいき 100 歳体操 ・阿波踊り体操
一般介護予防事業評価事業	介護予防事業計画に定める目標値の達成状況等を検証し、一般介護予防事業の評価を行う。
地域リハビリテーション活動支援事業	介護予防の取組を機能強化するため、住民運営の通いの場（いきいき 100 歳体操）へのリハビリ専門職等を派遣する

※ 地域介護予防活動支援事業として、住民運営の通いの場を普及させるために、平成 29 年度から補助金の交付を検討しています。
詳細が決まり次第、阿南市 HP に掲載します。

新しい総合事業の目的は、地域のつながりの再構築と自立に向けた支援を行うことです。阿南市では、今後、介護予防活動を積極的に支援していきますので、生活支援・介護予防サービスを利用されている方が、各地域での活動に参加できるよう体制を整備していく予定です。

いきいき 100 歳体操の開催会場等は、阿南市ホームページをご覧ください。

阿南市版いきいき 100 歳体操の DVD を作成中です。



(9) 介護予防ケアマネジメント

【介護予防ケアマネジメントの考え方】

介護予防ケアマネジメントは、介護予防の目的である「高齢者が要介護状態になることを出来る限り防ぐ（遅らせる）」「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ために、高齢者自身が地域における**自立した日常生活を送れるよう支援**するものであり、基本的なケアマネジメントのプロセスに基づくものです。

総合事業における介護予防ケアマネジメントは、適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人がそれを理解した上で、その達成のために必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう、具体的に介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討し、ケアプランを作成していくこととなります。

① 介護予防ケアマネジメントの類型

○ ケアマネジメント A（原則的な介護予防ケアマネジメント）

- ・阿南市介護予防訪問介護相当サービス
- ・阿南市訪問型生活応援サービス
- ・阿南市介護予防通所介護相当サービス
- ・阿南市はつらつサービス

利用者との面談によるモニタリングは少なくとも3か月に1回行うこと
利用者の状況に応じてサービスの変更を行うことが可能な体制をとっておく

○ ケアマネジメント B（簡略化した介護予防ケアマネジメント）

- ・指定事業所以外の多様なサービスを利用する場合

サービス担当者会議省略したケアプランの作成
間隔をあけて必要に応じてモニタリング時期を設定

○ ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント）

- ・一般介護予防事業

ケアプランは作成せず、アセスメントの内容や目標、利用サービスの内容等を「ケアマネジメント結果」として共有

モニタリングは、3～6か月以内に1回のみ実施

【ケアマネジメントの類型における各プロセスの実施】

	予防給付の ケアマネジメント	事業による介護予防ケアマネジメント		
		ケアマネジメント A	ケアマネジメント B	ケアマネジメント C
アセスメント	○	○	○	○
ケアプラン原案作成	○	○	○	—
サービス担当者会議	○	○	△	—
利用者への説明・同意	○	○	○	○
ケアプラン確定・交付	○	○	○	(○) ケアマネジメント結果
サービス利用開始	○	○	○	○
モニタリング	○	(3か月に1回) ○	△	3～6か月以内に 1回のみ実施

(○：実施 △：必要に応じて実施 —：不要)

【介護予防ケアマネジメント費】

類 型	サービス内容	対象者	サービス提 供開始月	2月目 (翌月)	3月目 (翌々月)	4月目 (3か月後)
ケアマネジ メントA	現行相当サービス 緩和した基準A	要支援者	430単位 + 初回加算 300単位	430単位	430単位	430単位
AF		事業対象者				
ケアマネジ メントC	一般介護予防 事業	要支援者	430単位	なし	なし	なし
AF		事業対象者				

(10) 事業対象者の転入・転出と住所地特例

① 「事業対象者」が転出する場合（阿南市⇒他市町村）

「事業対象者」が他の市町村に転出するときは、「事業対象者」としての認定は引き継がれません。（要介護・要支援認定と異なります。）

本人が「事業対象者」の手続きを希望する場合は、改めて転入先の市町村での手続きが必要です。

「事業対象者」となるための条件や手続き方法、「総合事業サービス」の内容は、各市町村により異なります。

② 「事業対象者」が転入してきた場合（他市町村⇒阿南市）

- ・明らかに「認定申請が不要」な状態と判断できる場合は、基本チェックリストを実施して判断し、必要なサービスを提供します。
- ・転入により本人の状態が判断できない場合は、認定申請の案内を行います。
- ・転入元の市町村で「事業対象者」であった場合で、総合事業のサービスの利用のみを希望する場合は、基本チェックリストを実施します。
※転入元の市町村への問い合わせは必要ありません。

③ 住所地特例者への総合事業サービスの提供

- ・総合事業によるサービス提供について⇒**施設の所在市町村**
- ・介護予防ケアマネジメント⇒**施設の所在市町村の地域包括支援センター**

住所地特例者とは・・・

被保険者が、他市町村の施設に入所・入居して施設所在地に住所を変更した場合は、元の住所地の市町村の介護保険被保険者となります。

【住所地特例の対象施設】

- 1 介護保険施設：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設
 - 2 特定施設：有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅
 - 3 養護老人ホーム（老人福祉法の入所措置がとられている場合）
- ※ 地域密着型の施設は、住所地特例の対象になりません。

3 サービス単価等

<訪問型サービスの単価> 地域単価：10円

阿南市介護予防訪問介護相当サービス	阿南市訪問型生活応援サービス
【週1回程度】 要支援1・2、事業対象者 月4回まで 266単位/回 月5回以上 1,168単位/月	【週1回程度】 要支援1・2、事業対象者 月4回まで 239単位/回 月5回以上 1,051単位/月
【週2回程度】 要支援1・2、事業対象者 月8回まで 270単位/回 月9回以上 2,335単位/月	【週2回程度】 要支援1・2、事業対象者 月8回まで 243単位/回 月9回以上 2,102単位/月
【週3回以上】 要支援2、事業対象者 月12回まで 285単位/回 月13回以上 3,704単位/月	【週3回以上】 要支援2、事業対象者 月12回まで 257単位/回 月13回以上 3,334単位/月

<加算>

阿南市介護予防訪問介護相当サービス		阿南市訪問型生活応援サービス	
特別地域加算	所定単位数の15%	特別地域加算	所定単位数の15%
中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%	中山間地域等における加算	所定単位数の10%
中山間等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%	中山間等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%
初回加算	200単位/月	初回加算	200単位/月
生活機能向上連携加算	100単位/月	なし	
介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数の8.6%	介護職員処遇改善加算	(Ⅰ) 所定単位数の8.6%
	(Ⅱ) 所定単位数の4.8%		(Ⅱ) 所定単位数の4.8%
	(Ⅲ) (Ⅱ)で算定した単位数の90%		(Ⅲ) (Ⅱ)で算定した単位数の90%
	(Ⅳ) (Ⅱ)で算定した単位数の80%		(Ⅳ) (Ⅱ)で算定した単位数の80%

<減算>

阿南市介護予防訪問介護相当サービス		阿南市訪問型生活応援サービス	
サービス提供責任者体制の減算	所定単位数の70%	サービス提供責任者体制の減算	所定単位数の70%
同一建物に居住する利用者に対する減算	所定単位数の90%	同一建物に居住する利用者に対する減算	所定単位数の90%

<通所型サービスの単価> 地域単価：10円

阿南市介護予防通所介護相当サービス	阿南市はつらっデイサービス	
【週1回程度】 要支援1、事業対象者 週1回程度 378単位/回 月5回以上 1,647単位/月	2 ~ 3 時間	【週1回程度】 要支援1、事業対象者 月4回まで 120単位/回 月5回以上 342単位/月
	3 時間 超	【週1回程度】 要支援1、事業対象者 月4回まで 231単位/回 月5回以上 787単位/月
	送迎加算（1月に10回まで） 片道47単位/回	
	入浴加算（1月に5回まで） 45単位/回	
【週2回程度】 要支援2、事業対象者 週2回程度 389単位/回 月9回以上 3,377単位/月	2 ~ 3 時間	【週2回程度】 要支援2、事業対象者 月8回まで 126単位/回 月9回以上 876単位/月
	3 時間 超	【週2回程度】 要支援2、事業対象者 月8回まで 240単位/回 月9回以上 1,788単位/月
	送迎加算（1月に18回まで） 片道47単位/回	
	入浴加算（1月に9回まで） 45単位/回	

<加算>

阿南市介護予防通所介護相当サービス			阿南市はつらつデイサービス			
若年性認知症利用者 受入加算		240 単位/月	若年性認知症利用者 受入加算		48 単位/回	
運動器機能向上加算		225 単位/月	運動器機能向上加算		45 単位/回	
栄養改善加算		150 単位/月	栄養改善加算		30 単位/回	
口腔機能向上加算		150 単位/月	口腔機能向上加算		30 単位/回	
選択的 サービス 複数実施加算	(Ⅰ)	480 単位/月	選択的 サービス 複数実施加算	(Ⅰ)	96 単位/回	
	(Ⅱ)	700 単位/月		(Ⅱ)	140 単位/回	
生活機能向上グループ 活動加算		100 単位/月	生活機能向上グループ 活動加算		20 単位/回	
事業所評価加算		120 単位/月	なし			
サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)イ	要支援 1・事業対象者 72 単位/月	サービス提供 体制強化加算	(Ⅰ)	要支援 1・要支援 2、 事業対象者 14 単位/回	
		要支援 2・事業対象者 144 単位/月				
	(Ⅰ)ロ	要支援 1・事業対象者 48 単位/月		(Ⅱ)	要支援 1・要支援 2、 事業対象者 9 単位/回	
		要支援 2・事業対象者 96 単位/月				
	(Ⅱ)	要支援 1・事業対象者 24 単位/月		なし		
		要支援 2・事業対象者 48 単位/月				
中山間等に居住する者 へのサービス提供加算		所定単位数の 5%	なし			
介護職員処遇 改善加算	(Ⅰ)	所定単位数の 4%	なし			
	(Ⅱ)	所定単位数の 2.2%				
	(Ⅲ)	(Ⅱ) で算定した 単位数の 90%				
	(Ⅳ)	(Ⅱ) で算定した 単位数の 80%				

<減算>

阿南市介護予防通所介護相当サービス		阿南市はつらつデイサービス	
定員超過	所定単位数の 70%	定員超過	所定単位数の 70%
看護・介護職員 人員欠如	所定単位数の 70%	なし	
同一建物に居住する 利用者に対する減算	要支援 1・事業対象者 ▲376 単位	なし	
	要支援 2・事業対象者 ▲752 単位		

「第 1 回事業所説明会」の資料から変更しています。

サービスコード表は別紙を参照してください。

現時点の案であり、今後変更になることもあります。

決定次第、阿南市ホームページに掲載します。



変更点

4 事業者指定基準等

<訪問型サービスの指定基準>

阿南市介護予防訪問介護相当サービス	阿南市訪問型生活応援サービス
第1節 基本方針 介護等の総合的な提供	生活援助のみの提供
第2節 人員 (訪問介護員等の員数) ・常勤換算方法で2.5以上 ※訪問介護員等 介護福祉士、介護職員基礎研修課程又は 訪問介護員養成研修1～2級課程修了者等	(阿南市訪問型生活応援サービス従事者) ・必要と認められる数 ※単独で行う場合の必要数は、1以上 ・市が実施する別に定める一定の研修修了者 ※訪問介護員等は研修の受講は必要あり ません
(サービス提供責任者) ・常勤専従の訪問介護員等のうち、利用者の 数に応じて1人以上 ・管理者との兼務可能	(サービス提供責任者) ・専従の訪問介護員等のうち、利用者の数に 応じて必要と認められる数 ・管理者との兼務可能 ※単独で行う場合の必要数は、1以上 常勤を緩和
(管理者) ・常勤専従1人 ・管理上支障がない場合、当該事業所の他の 職務又は同一敷地内にある他の事業所等 の職務に従事可能	(管理者) ・専従1人 常勤を緩和 ・管理上支障がない場合、当該事業所の他の 職務又は同一敷地内にある他の事業所等 の職務に従事可能
第3節 設備に関する基準	同じ基準
第4節 運営に関する基準 (内容及び手続の説明及び同意) (提供拒否の禁止) (サービス提供困難時 の対応) (受給資格等の確認) (要支援 認定等の申請に係る援助) (心身の状況等 の把握) (地域包括支援センター等との連 携) (第1号事業支給費の支給を受けるた めの援助) (介護予防サービス・支援計画 に沿ったサービスの提供) (介護予防サー ビス・支援計画の変更の援助) (身分を証	同程度の基準

<p>する書類の携行) (サービスの提供の記録) (利用料等の受領) (保険給付の請求のための証明書 の交付) (同居家族に対するサービス提供の禁止) (利用者に関する市長への通知) (緊急時等の対応) (管理者及びサービス提供責任者の責務) (運営規程) (介護等の総合的な提供) (勤務体制の確保等) (衛生管理等) (掲示) (秘密保持等) (広告) (地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止) (苦情処理) (地域との連携) (事故発生時の対応) (会計の区分) (記録の整備)</p> <p>※記録の保存期間は、5年</p>	<p>(生活援助の総合的な提供)のみ変更</p> <p>※記録の保存期間は、5年</p>
<p>第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準</p>	<p>同じ基準</p>
<p>(阿南市介護予防訪問介護相当サービスの基本取扱方針) (阿南市介護予防訪問介護相当サービスの具体的取扱方針) (阿南市介護予防訪問介護相当サービスの提供に当たっての留意点)</p>	

一体的に運営する場合について
『利用者』の数には下記の利用者の数をすべて含める(緩和した基準は含めない)

- 介護予防訪問介護
- 訪問介護
- 阿南市介護予防訪問介護相当サービス

一体的に運営する場合について
『利用者』の数には下記の利用者の数をすべて含める

- 介護予防訪問介護
- 訪問介護
- 阿南市介護予防訪問介護相当サービス
- 阿南市訪問型生活応援サービス

阿南市介護予防訪問介護相当サービスの事業と一体的に運営している事業が以下の場合

- 指定介護予防訪問介護の事業であるときは、指定介護予防サービス等の基準
- 指定訪問介護の事業であるときは、指定居宅サービス等に関する基準
- ※上記のそれぞれの基準を満たすことをもって、阿南市介護予防訪問介護相当サービスの指定基準を満たしているものとみなします。

阿南市訪問型生活応援サービスの事業と一体的に運営している事業が以下の場合

- 指定介護予防訪問介護の事業であるときは、指定介護予防サービス等の基準
- 指定訪問介護の事業であるときは、指定居宅サービス等に関する基準
- 阿南市介護予防訪問介護相当サービス事業であるときは、阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱
- ※上記のそれぞれの基準を満たすことをもって、阿南市訪問型生活応援サービスの指定基準を満たしているものとみなします。

<通所型サービスの指定基準>

阿南市介護予防通所介護相当サービス	阿南市はつらつデイサービス
第1節 基本方針	同じ基準

<人員基準の定員 10 人を超える場合>

第2節 人員	
(生活相談員) ※社会福祉主事任用資格を有する者、介護支援専門員、介護福祉士又は社会福祉事業に2年以上従事した者 ・提供日ごとに、提供時間帯に専ら勤務する合計数を提供時間数で除して得た数が1以上 ★提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 =提供時間数	同じ基準
(介護職員)	(はつらつデイサービス従事者) ・市が実施する別に定める一定の研修修了者 ※訪問介護員等、生活相談員、看護職員、機能訓練指導員は、研修の受講は必要ありません

<p>• 単位ごとに、提供時間帯に専ら勤務する時間の合計数を、提供時間数で除して得た数が、利用者 15 人までは 1 人以上、15 人を超える場合は超える部分の数を 5 で除して得た数に 1 を加えた数以上。かつ常時 1 人以上。</p> <p><利用者 15 人まで></p> <p>★単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝平均提供時間数</p> <p><利用者 16 人以上></p> <p>★単位ごとに確保すべき時間数 $= \left(\frac{\text{利用者数} - 15}{5} + 1 \right) \times \text{平均提供時間数}$</p> <p>★平均提供時間数 $= \frac{\text{利用者数毎の提供時間数の合計}}{\text{利用者数}}$</p> <p><u>※生活相談員・介護職員のうち 1 人以上は常勤</u></p>	<p>同じ基準</p> <p><u>※単位ごとに生活相談員又ははつらつサービス従事者のうち 1 人以上は、常時サービスに従事していること。</u></p>
<p>(看護職員)</p> <p>• 単位ごとに看護師又は准看護師を専従で 1 人以上</p>	<p>不要</p>
<p>(機能訓練指導員)</p> <p>• 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を 1 人以上</p> <p>• 当該事業所の他の職務に従事可能</p>	<p>不要</p>
<p>(管理者)</p> <p>• 常勤専従 1 人以上</p> <p>• 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事可能</p>	<p>(管理者)</p> <p>• 専従 1 人以上 常勤を緩和</p> <p>• 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事可能</p>

<人員基準の定員 10 人以下の場合>

<p>(生活相談員)</p> <p>※社会福祉主事任用資格を有する者、介護支援専門員、介護福祉士又は社会福祉事業に2年以上従事した者</p> <ul style="list-style-type: none"> 提供日ごとに、提供時間帯に勤務する時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上 <p>★提供日ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝提供時間数</p>	<p>人員基準は上記と同じ内容 (以下同じ)</p>
<p>(介護職員又は看護職員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 単位ごとに、提供時間帯に勤務する時間数の合計数を提供時間数で除して得た数が1以上。かつ常時1人以上 <p>★単位ごとに確保すべき勤務延時間数 ＝平均提供時間数</p> <p>★平均提供時間数 $= \frac{\text{利用者数毎の提供時間数の合計}}{\text{利用者数}}$</p> <p>※生活相談員・介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤</p>	
<p>(機能訓練指導員)</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師を1人以上 当該事業所の他の職務に従事可能 	
<p>(管理者)</p> <ul style="list-style-type: none"> 常勤専従1人以上 管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務又は同一敷地内にある他の事業所等の職務に従事可能 	

第3節 設備に関する基準	同程度の基準 ※スプリンクラーの必置義務は除く
第4節 運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意）（提供拒否の禁止）（サービス提供困難時の対応）（受給資格等の確認）（要支援認定等の申請に係る援助）（心身の状況等の把握）（地域包括支援センター等との連携）（第1号事業支給費の支給を受けるための援助）（介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供）（介護予防サービス・支援計画の変更の援助）（サービスの提供の記録）（利用料等の受領）（保険給付の請求のための証明書の交付）（利用者に関する市長への通知）（緊急時等の対応）（運営規程）（勤務体制の確保等）（定員の遵守）（非常災害対策）（管理者の責務）（衛生管理等）（記録の整備）（掲示）（秘密保持等）（広告）（地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止）（苦情処理）（地域との連携）（事故発生時の対応）（会計の区分） ※記録の保存期間は、5年	同じ基準 ※記録の保存期間は、5年
第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 （阿南市介護予防通所介護相当サービスの基本取扱方針）（阿南市介護予防通所介護相当サービスの具体的取扱方針）（阿南市介護予防通所介護相当サービスの提供に当たっての留意点）（安全管理体制等の確保）	同じ基準

一体的に運営する場合について
『利用者』の数には下記の利用者の数をすべて含める（緩和した基準は含めない）

- ・介護予防通所介護
- ・通所介護
- ・阿南市介護予防通所介護相当サービス

一体的に運営する場合について
『利用者』の数には下記の利用者の数をすべて含める

- ・介護予防通所介護
- ・通所介護
- ・阿南市介護予防通所介護相当サービス
- ・阿南市はつらつデイサービス

阿南市介護予防通所介護相当サービスの事業と一体的に運営している事業が以下の場合

○指定介護予防通所介護の事業であるときは、指定介護予防サービス等の基準

○指定通所介護の事業であるときは、指定居宅サービス等に関する基準

※上記のそれぞれの基準を満たすことをもって、阿南市介護予防通所介護相当サービスの指定基準を満たしているものとみなします。

阿南市はつらつデイサービスの事業と一体的に運営している事業が以下の場合

○指定介護予防通所介護の事業であるときは、指定介護予防サービス等の基準

○指定通所介護の事業であるときは、指定居宅サービス等に関する基準

○阿南市介護予防通所介護相当サービス事業であるときは、阿南市指定介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

※上記のそれぞれの基準を満たすことをもって、阿南市はつらつデイサービスの指定基準を満たしているものとみなします。

第1回目の事業所説明会の資料から、サービス単価及び人員基準等の訂正があります。

人員基準等についても、今後変更になることがあります。

指定申請の準備が整いましたら（平成29年1月を目途）、阿南市のホームページに指定申請に関する基準並びに様式を掲載します。



変更点

詳しくは、各サービス事業の『運営の手引き』をご覧ください。



5 阿南市が実施する一定の研修

① 研修内容

【阿南市訪問型生活応援サービスに従事する者】

研修形態	研修内容	研修時間
講義	介護職員初任者研修のカリキュラムに沿った内容（市が作成するテキストによる研修）	6時間
実地研修	同行訪問研修 既に指定を受けている訪問介護事業所等の訪問介護員等に同行し、スキルを身に付ける	2時間以上

【阿南市はつらつデイサービスに従事する者】

研修形態	研修内容	研修時間
講義	介護職員初任者研修のカリキュラムに沿った内容（市が作成するテキストによる研修）	6時間
実地研修	通所介護実地研修 既に指定を受けている通所介護事業所等のサービス提供に携わり、スキルを身に付ける	2時間以上

※講義の具体的な研修カリキュラムは、別に定める。

② 研修の実施主体

サービスに従事する者に対し、市が研修を実施する。
ただし、実地研修については、各事業所で行うものとする。

③ 研修の受講対象者

事業所に勤務している（予定者含む）者で事業所が推薦する者
ただし、介護福祉士等有資格者は除く。

④ 研修受講手続き

研修の申し込みは、様式1と様式2（※）をあわせて市に提出する。
※様式は、ホームページに掲載予定

⑤ 研修受講料

研修の受講料は無料とする。

⑥ 研修修了証の交付

研修を修了した者に対し、市が修了証を発行する。

【研修修了証（見本）】

研修修了証	
氏 名	〇〇 〇〇
生年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
上記の者は、下記の阿南市介護予防・日常生活支援総合事業従事者研修を修了したことを証明します。	
<ul style="list-style-type: none">・阿南市訪問型生活応援サービス・阿南市はつらつデイサービス	
平成	年 月 日
阿南市長 印	

阿南市介護予防・日常生活支援総合事業従事者研修会の開催については、平成 29 年 1 月中を予定しております。今後、研修会の日程等については、決定次第、市内各事業者に通知します。

6 新しい総合事業の事業者指定等について

(1) 事業者指定の対象種別

提供するサービス		必要な事業所指定	指定権者 (指定申請等提出先)
介護 給付	訪問介護	指定訪問介護事業所の指定	徳島県
	通所介護	指定通所介護事業所の指定	徳島県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	阿南市 (H28.4月～)
予防 給付	介護予防訪問介護	指定介護予防訪問介護の事業所の指定	徳島県
	介護予防通所介護	指定介護予防通所介護の事業所の指定	徳島県
	地域密着型通所介護	指定地域密着型通所介護事業所の指定	阿南市 (H28.4月～)
総合 事業	現行相当の 介護予防訪問介護	阿南市介護予防 訪問介護相当サービス事業所の指定	阿南市
	現行相当の 介護予防通所介護	阿南市介護予防 通所介護相当サービス事業所の指定	阿南市
	訪問型サービスA	阿南市訪問型生活応援サービスの指定	阿南市
	通所型サービスA	阿南市はつらつデイサービスの指定	阿南市

※平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までの事業所の指定については、介護給付、予防給付、総合事業の 3 種類となります。

☆平成 27 年 4 月から平成 30 年 3 月までは、指定内容が変更になった際の変更届は、介護保険給付と介護予防給付に係る変更届出は徳島県へ届け出をお願いします！

みなし指定について

平成 27 年 3 月 31 日時点で有効な指定を持つ指定介護予防訪問介護事業所・指定介護予防通所介護事業所に対し、総合事業における旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護と同一の内容のサービスを提供する事業所として、全国の市町村が平成 27 年 4 月 1 日に指定したとみなすものです。

みなし指定の効力は、平成 30 年 3 月 31 日までです。

① 平成 27 年 3 月 31 日までに事業所指定を受けていた場合

下記の事業所については、**指定の申請は必要ありません**。（みなし指定の届出を辞退した事業所は除きます。）

予防給付サービス	介護予防訪問介護事業所	介護予防通所介護事業所
備考	指定内容に変更があった場合は、平成 30 年 3 月 31 日までは、徳島県へ届出が必要です。	

みなし指定

総合事業の 現行相当サービス	阿南市介護予防訪問介護 相当サービス事業所	阿南市介護予防通所介護 相当サービス事業所
サービスコード	訪問 A1	通所 A5
備考	みなし指定の効力は、 <u>平成 30 年 3 月 31 日までのため</u> 、平成 30 年 3 月末までに 阿南市へ の指定更新手続きが必要となります。	



みなし指定を受けているが、総合事業の阿南市介護予防訪問（通所）
介護相当サービス事業所としてサービス提供をしない場合について・・・

平成 27 年 3 月 31 日までに指定を受けた事業所については、総合事業による指定事業所とみなすこととなっていますが、事業所がみなし指定を希望されない場合は、平成 27 年 3 月 31 日までに申出をすることになっていました。

しかし、みなし指定を受けている事業所が総合事業（現行相当サービス）を提供しない場合は、阿南市介護・ながいき課までにみなし指定事業所の廃止・休止届出書を提出してください。

② 平成 27 年 4 月 1 日以降に事業所指定を受けていた場合

下記の事業所については、阿南市への**新規指定の申請が必要です**。

予防給付サービス	介護予防訪問介護事業所	介護予防通所介護事業所
----------	-------------	-------------

新規指定が必要

総合事業の 現行相当サービス	阿南市介護予防訪問介護 相当サービス事業所	阿南市介護予防通所介護 相当サービス事業所
サービスコード	訪問 A2	通所 A6
備 考	指定の申請手続きを行わないとサービスの提供はできません。	

③ 阿南市訪問型生活応援サービス・阿南市はつらつデイサービスを実施する場合

下記の事業を実施する場合には、阿南市への**新規指定の申請が必要です**。

総合事業の 現行相当サービス	阿南市訪問型生活応援サービス	阿南市はつらつデイサービス
サービスコード	訪問 A2	通所 A7

指定の申請手続きの受付期間は、平成 29 年 2 月 1 日から平成 29 年 2 月 28 日までを予定しています。平成 29 年 1 月に指定に関する様式等を阿南市ホームページに掲載します。

(2) 新しい総合事業を実施する場合に変更が必要なもの

① 地域支援事業を実施する場合の定款の記載等について

介護保険法の一部改正により、「介護予防訪問介護」及び「介護保険予防通所介護」は地域支援事業に移行されます。これに伴い、該当する事業所においては事業の根拠となる定款変更が必要となります。

○ 定款の記載について

- ・平成 30 年 3 月 31 日までは、事業所では「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」と「総合事業」を併用して実施する可能性があるため、新規に両方のサービスを指定するためには、2 種類の記載が必要となります。

【介護予防事業と総合事業の両方を定款に記載する場合の記載例】

介護保険法に基づく介護予防訪問介護及び第 1 号訪問事業

介護保険法に基づく介護予防通所介護及び第 1 号通所事業

※第 1 号訪問・通所事業には、緩和したサービスの実施も含まれます。

- ・既に「介護予防訪問介護」「介護予防通所介護」の記載があり、みなし指定となる事業所においては、総合事業の指定申請書類として定款を求めることはありませんが、みなし指定の有効期間以降は、事業所は指定の更新を受けなければなりませんので、平成 30 年 3 月 31 日までに定款の記載が必要となります。

☆ 法人登記については指定の申請までに変更しておいてください。

② 運営規程・契約書・重要事項説明書の記載について

- 運営規程・契約書・重要事項説明書については、提供するサービスが変わるため変更の必要があります。

事業名称については、具体的な事業の内容が分かる名称を使用してください。

【記載例】

第 1 号訪問事業（阿南市介護予防訪問介護相当サービス）

第 1 号訪問事業（阿南市訪問型生活応援サービス）

第 1 号通所事業（阿南市介護予防通所介護相当サービス）

第 1 号通所事業（阿南市はつらつデイサービス）

③ サービス計画書について

- 総合事業のサービス計画書の作成方法や書式については変更はありません。
計画書の名称が、「第 1 号訪問事業（阿南市介護予防訪問介護相当サービス）計画書」等に名称を修正する等の適宜対応をお願いします。
なお、計画書に要支援等の区分が記載されている場合には、新たに「事業対象者」の区分を設けてください。

サービス提供までに確認すること

- 1 請求ソフトの確認（総合事業に対応可能か？）
- 2 阿南市の総合事業サービスコード単位数表のマスタの取り込みが必要になります。
※決定次第、総合事業サービスコードは阿南市ホームページに掲載します。
- 3 定款・運営規程等の確認
- 4 利用者の確認（有効期間等を確認）

（４） 市外事業者が阿南市の被保険者へのサービスを提供する場合

- 阿南市外に所在する事業所が、阿南市の「要支援者・事業対象者」に訪問・通所サービスを提供する場合は、**阿南市の総合事業サービスによる提供**となります。
そのためには、阿南市の総合事業のサービスの指定を受ける必要があります。

<注意>

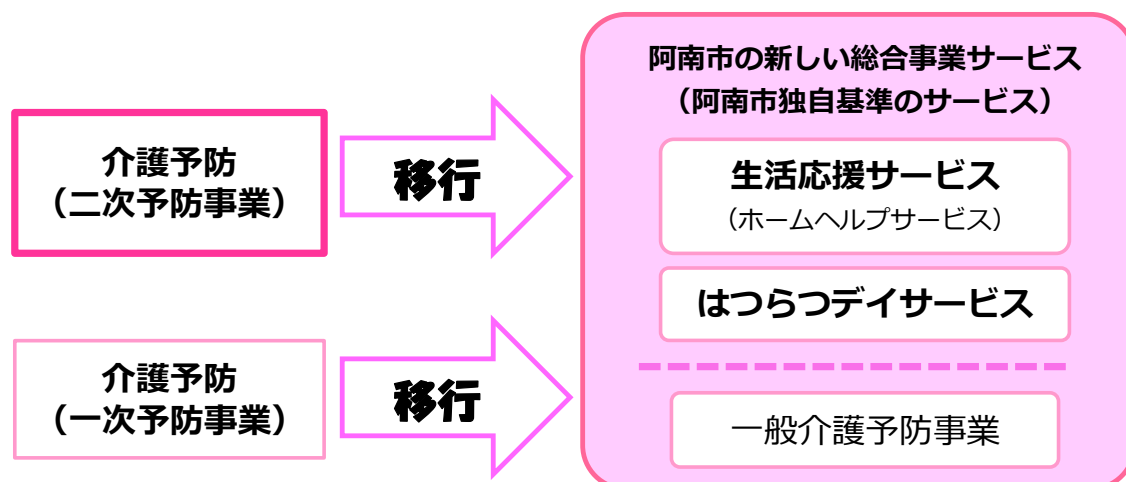
現在、要支援2（有効期間がH29.8.31まで）に対し、市外のみなし事業所が介護予防通所介護サービスを提供している場合

平成29年8月末までは、予防給付の内容でのサービス提供となりますが、請求の際のサービスコードは阿南市の総合事業の現行相当サービスコードで請求をしてください。
※みなし指定でない事業所については、阿南市の指定をいただき、事業者登録をする必要があります。（請求サービスコードは総合事業のみ使用となるため）

（５） 阿南市の事業者が市外の被保険者へのサービスを提供する場合

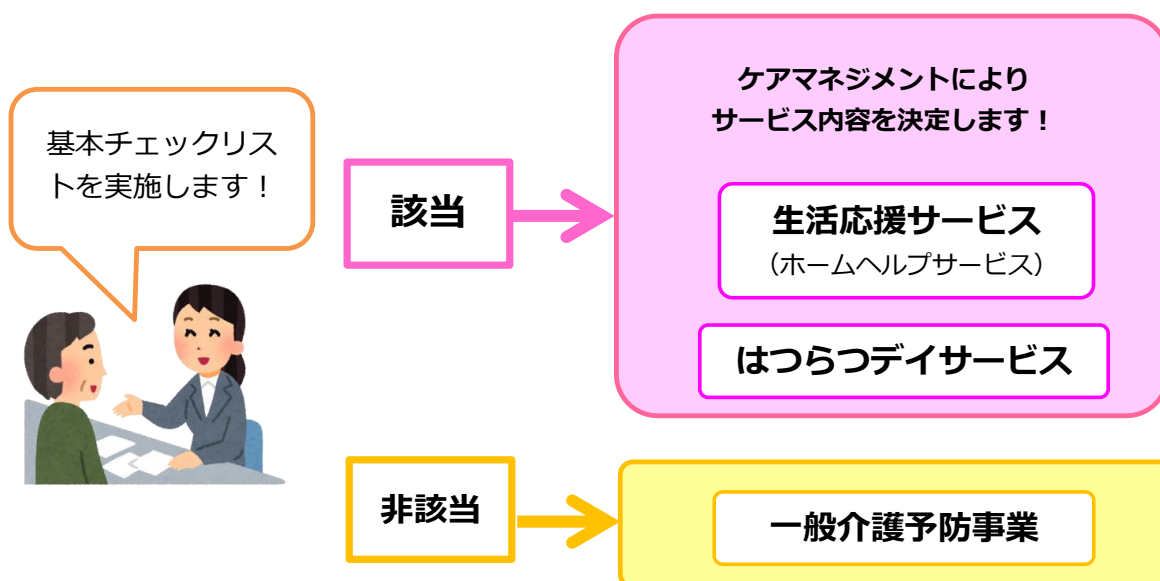
- 阿南市の事業者は、市外の保険者へ指定の届出をし、その市町村の総合事業サービス内容での提供となります。総合事業は、各市町村でサービス内容が異なりますので、注意が必要です。

7 現在の二次予防事業について



サービス利用の流れについて

- * 現在サービスを利用している方については、平成29年3月末までに、基本チェックリストを実施し、事業対象者に該当するかどうか確認を行います。
- * 各高齢者お世話センター職員が訪問しますので、よろしくをお願いします。



8 今後のスケジュールと周知方法

平成 28 年 12 月 15 日	介護予防ケアマネジメント研修会 居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所
平成 29 年 1 月中	阿南市訪問型生活応援サービスに従事する者、 阿南市はつらつデイサービスに従事する者に対する 研修会
平成 29 年 2 月	事業所の指定申請の受付
平成 29 年 3 月	広報あなんに総合事業について掲載
平成 29 年 4 月	新しい総合事業の実施